

標準作業書

(再生資源物屋外保管業)

<標準作業書作成上の注意点>

- 1 本書は、あくまで参考例です。各事業者の作業実態に合わせて適宜修正を加えてください。事業場が複数ある場合、各事業場の実態がわかるような記載をお願いします。
- 2 本書の記載内容を改訂する場合、改訂の内容によっては、県へ変更許可申請又は変更届の提出が必要となることがありますので、事前に相談をお願いします。
- 3 改訂した場合は、改訂履歴を記入するようお願いします。

事業者名 株式会社〇〇

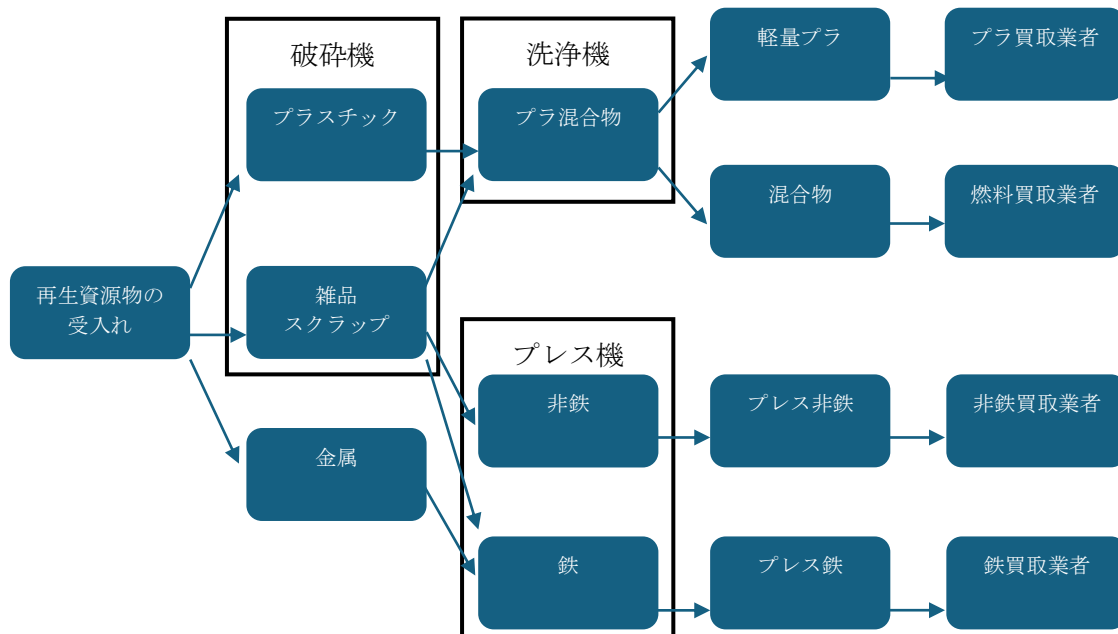
事業場住所 群馬県〇〇市〇〇番地〇 (第一事業場)

令和____年____月____日 制定

令和____年____月____日 改訂

1. 再生資源物屋外保管業の標準作業、適正実施のための措置

(1) フローチャート（作業の流れ）



(2) 受取の作業の方法等

ア 作業手順

- ① 事業場内の台貫で重量を計量する。
- ② 計量の際、荷台の中身を目視にて車上検査する。受取時に展開検査を行う（取り扱うことができる再生資源物以外のものを誤って受け取らないため）。
- ③ 所定の保管の場所へ移動し、荷下ろしを行い、展開検査を行う（取り扱うことができる再生資源物以外のものを誤って受け取らないため）。
- ④ 取引台帳に、受取の都度、取引の内容を記録する。

イ 注意事項

- ・ 届出書（又は申請書、事前協議書）に記載した作業時間以外には、受取作業を行わない。
- ・ 目視確認、展開検査によってリチウムイオンバッテリー等の火災発生の原因となる物品を確認したときは、その場で分離し、受取を拒否し、持ち帰らせる。
- ・ 保管の高さ等の基準を超過する可能性がある場合には、受取をしない。

- ・ 取り扱うことができる再生資源物以外のもの（取り扱うことができない再生資源物や廃棄物）が混ざっていた場合、取り扱うことができる再生資源物のみを受け取り、その他のものは、受取を拒否し、持ち帰らせる。
- ・ 荷下ろしの際、騒音・振動が発生しないよう、作業する。

金属の処理の許可のみ保有している場合は、プラスチック、雑品スクラップを受け取ることはできません。

また、廃棄物を受け取るには、産業廃棄物処分業等の許可が必要です。

（３）保管の作業の方法等

ア 作業手順

再生資源物のうち、金属については、次の機械を用い、所定の場所に積み上げて保管する。

再生資源物のうち、プラスチックについては、フレコンバッグに梱包し、所定の場所で保管する。

再生資源物のうち、雑品スクラップについては、コンテナに入れ、防水シートをかけて保管する。保管した雑品スクラップについては、屋根のある解体作業場にて、素材別に手作業で分解する。分解後のものは、素材別にフレコンバッグに梱包し、所定の場所で保管する。

機 械	機械の種類	使用するアタッチメント等 (フォークリフトの場合、最大揚高)	型式等
1	油圧ショベル	バックホウ	〇〇社製 x-xx
2	油圧ショベル	グラップル	〇〇社製 x-xx
3	油圧ショベル	リフティングマグネット	〇〇社製 x-xx
4	フォークリフト	最大揚高 5m	□□社製 y-yy

イ 注意事項

- ・ 所定の作業時間以外には、保管の作業は行わない。
- ・ 所定の保管の場所以外では、保管物の保管は行わない。
- ・ 保管の場所ごとに定めた保管区分及び保管方法を遵守して保管をする。

（４）破砕等の作業の方法等

【破砕】

破砕等の種類ごとに分けて記載してください。

ア 作業手順

- ① 施設の稼働時間は 10:00-16:00 とする。
- ② 作業前に、破砕機を点検し、異常の有無を確認する。
- ③ 保管されている再生資源物を、次の機械を用い、破砕機へ投入する。

- ④ 破砕された再生資源物のうち、プラスチックは、ベルトコンベアで運ばれ、洗浄機にて、洗浄・乾燥される。金属は、破砕後、直接フレコンバッグに梱包される。
- ⑤ 処理後物（約〇mm 角）をフレコンバッグに梱包し、所定の保管場所で保管する。

機 械	機械の種類	使用するアタッチメント等 (フォークリフトの場合、最大揚高)	型式等
1	油圧ショベル	バックホウ	〇〇社製 X-XX
2	油圧ショベル	グラップル	〇〇社製 X-XX

※ 洗浄工程で発生した汚水は、場内に設置した排水処理設備で処理した後、側溝へ放流する。

【洗浄等、汚水を発生させる作業を行う場合】

- ・ 汚水の回収及び処理の方法を記載してください。

【ガス溶断等、悪臭を発生させる作業を行う場合】

- ・ 他の保管物から離れた場所での作業とすることや切断後の移動・保管は冷却後とする等、火災の予防方法について記載してください。
- ・ 作業時間の定め、風向きに注意する等の悪臭の発散の防止の方法を記載してください。

【騒音・振動を発生させる作業を行う場合】

- ・ 作業時間の定め、作業方法の工夫等の支障発生の防止の方法を記載してください。

イ 注意事項

- ・ 所定の作業時間以外には、破砕等の作業は行わない。
- ・ 所定の破砕等の場所以外では、破砕等の作業は行わない。
- ・ 破砕等の場所ごとに定めた破砕等の作業方法を遵守して破砕等をする。
- ・ 取り扱うことができる再生資源物のみを破砕等する。
- ・ 電池、モバイルバッテリー等の破砕等を行わない。

【圧縮】

ア 作業手順

：

イ 注意事項

：

破砕等の種類ごとに分けて記載してください。

(5) 引渡しの方法等

ア 作業手順

- ① 所定の保管の場所へ移動し、積み込みを行う。
- ② 事業場入口の台貫で重量を計量する。
- ③ 取引台帳に、引渡しの都度、取引の内容を記録する。

イ 注意事項

- ・ 所定の作業時間以外には、引渡し作業を行わない。
- ・ 引渡し先も、再生資源の屋外保管を行う事業者である場合は、県条例その他の条例等に基づく許認可等を有する事業者であることを確認して、取引を行う。

(6) 作業全般に係る遵守事項

作業に当たっては、以下の事項を遵守する。

- ・ 事業計画において定めた保管の場所及び破砕等の場所以外で、保管及び破砕等の作業を行わない。
- ・ この標準作業書に定めのない作業方法を取らない。特に、高所から保管物を落下させて破砕するなど、囲いや底面舗装に強い衝撃を与え、また、著しい騒音・振動を発生させるような危険な作業は行わない。
- ・ 保管の作業に用いる重機等や、破砕機等については、稼働時間ができるだけ短時間になるよう、効率の良い作業計画の作成に努める。
- ・ フロン類が含まれている再生資源物の保管等を行う場合には、当該フロン類を大気中に発散させない。
- ・ この他に各者が作業にあたり遵守している事項がありましたら、記載をお願いします。

(7) 従業員の教育

ア 標準作業書に基づく教育

この標準作業書に基づいて、全従業員に必要な教育を行う。

イ 訓練の実施

全従業員に対し、次の内容の訓練を実施し、その結果を記録する。

- ① 標準作業書に基づく各作業の方法
(年 2回)
- ② 異常が発生したときの情報伝達の訓練、緊急時の通報体制
(年 2回)

③ 危険物（ガソリン、軽油等の燃料など）、高圧ガス等の基礎知識と取扱方法

（年 2回）

④ 消火器等消火設備の取扱方法

（年 2回）

⑤ 地域住民等から苦情、要望等の申入れがあったときの対応方法

（年 2回）

ウ 多言語対応

外国人従業員についても、この標準作業書や事業場内の掲示等の意味を正しく把握できるよう、必要に応じて外国語を併記し、十分な教育を行う。

（８）事業場の配置図

添付のとおり

2. 再生資源物屋外保管事業場の維持管理

(1) 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
囲い等	①破損の有無 ②施錠の適否	①月 <u>1</u> 回 ②毎日（作業終了時）	
床面舗装	①ひび割れの有無 ②鉄板溶接部の隙間の有無 ③油膜の有無	毎日 （始業時、終業時）	①直ちに補修 ②直ちに補修 ③直ちに除去
油水分離装置	①流末排水溝での油膜の有無 ②堆積物の量 ③降雨予想時の廃油の抜取確認	①随時 ②週 <u>1</u> 回（ <u>水</u> 曜日） ③降雨予想時ごと	
排水溝	①破損の有無 ②ごみ・異物の撤去	①週 <u>1</u> 回（ <u>水</u> 曜日） ②随時	①直ちに補修
ためます	①破損の有無 ②貯留量の確認	①週 <u> </u> 回 （ <u> </u> 曜日）	①直ちに補修 ②適宜汲み取る
標識	①破損の有無	①週 <u>1</u> 回（ <u>水</u> 曜日）	①直ちに補修
破砕機	①②破損の有無	①作業前 ②月 <u>1</u> 回	①②応急措置 → 措置
排水処理設備	①破損等 ②放流水質	①週 <u>1</u> 回（ <u>水</u> 曜日） ②異常発生時	①補修 ②使用停止 → 水質検査
保管場所、保管容器	①破損の有無 ②油漏れの有無	毎日 （始業時、終業時）	①直ちに補修 ②直ちに補修、直ちに除去
手解体場所	①油・液の漏れの有無 ②屋根、覆い等の破損の有無	①毎日 （始業時、終業時） ②週 <u>1</u> 回（ <u>水</u> 曜日）	①直ちに除去 ②直ちに応急修理 → 本格補修
⋮	⋮	⋮	⋮

記載の区分は一例です。必要に応じて、記載の区分以外のものを追記してください。
該当が無い区分には、斜線を引いてください。

(2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法

- ・ 油水分離装置の各槽の上には、物を置かない。
- ・ 各槽には、吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。
- ・ (1) の計画に基づいて、定期的な点検を行う。点検は、各槽の蓋を開け、目視で油の状況を確認することにより行う。
- ・ 各槽の状況に応じて、随時、吸着マットの交換や、ひしゃくでの汲取り等により、各槽内の油を回収し、産業廃棄物として適正に処理する。
- ・ 定期的に、各槽内に溜まった汚泥・堆積物を除去し、産業廃棄物として適正に処分する。
- ・ 天気予報により降雨が予想されるときは、事前に各槽内を確認し、流入量の増加によって、溜まっている油等が場外に溢れないように、通常の点検スケジュールにかかわらず、あらかじめ、油の回収や、汚泥・堆積物の除去を行う。
- ・ 排水溝に破損等が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。
- ・ ごみや異物によって排水溝のつまりが生じていないか、随時、目視で確認する。ごみや異物がある場合、その都度、撤去・清掃を行う。

(3) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法

- ・ 目視確認、展開検査によってリチウムイオンバッテリー等の火災発生の原因となる物品を確認したときは、その場で分離し、受取を拒否し、持ち帰らせる。
- ・ 万が一混入してしまった場合には、屋外に長期間放置せず、雨水に濡れない場所、直射日光に当たらない場所で保管し、産業廃棄物として適切に処分する。
- ・ 潤滑油等が付着した再生資源物については、所定の保管場所において、汚水及び油の流出がないように保管する。

(4) 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法

- ・ 毎日、始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 油膜が底面に溜まっていることを確認したときは、水で流すことなく、随時、拭取りにより清掃する。
- ・ 底面舗装に破損等（コンクリートのひび割れ、鋼板の破断、鋼板溶接部の隙間の発生など）が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。

- ・ 破碎等の工程で発生した汚水は、場内に設置した排水処理設備で処理した後、側溝へ放流する。排水処理設備については、(1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。
- ・ 現に事業場外への排水に油等の浮遊や、著しい濁り、着色等の異常が認められるような場合には、直ちに水を使用する作業を中止し、県に報告する。また、原因を特定するため、自主的に水質検査を実施し、県に報告するとともに、有効な対策が講じられるまで、水を使用する作業を再開しない。

(5) 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法

- ・ 高所から保管物を落下させる等の行為は行わない。
- ・ 所定の作業時間、休業日を遵守する。
- ・ 事業場の周囲に囲いを設置する。
- ・ 事業場内での重機等の移動は時速 10km までとする。
- ・ 荷下ろしの際、騒音・振動が発生しないよう、作業する。

(6) 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法

- ・ 週に一度は清掃を行い、事業場内をきれいに保つ。必要に応じ、殺鼠剤及び殺虫剤を散布する。
- ・ ボウフラが発生するような水たまりが生じないように、必要に応じて再生資源物をシートで覆う。

(7) 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法

事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して、適正に処理する。

収集・運搬の委託先：株式会社〇〇（許可番号：第 XXXXXXXXX 号）

中間処理の委託先：□□株式会社（許可番号：第 XXXXXXXXX 号）

産業廃棄物を、野焼きする行為、法律及び環境省通知で定められた構造・方法に準じずに焼却する行為は、禁止されています。

参考 [熱分解・焼却に係る設備の構造及び方法 - 群馬県産業廃棄物情報 - 群馬県ホームページ\(廃棄物・リサイクル課\)](#)

3. 事故等に係る措置

(1) 火災予防上の措置

ア 危険物への対応

①貯蔵する危険物及び危険物の取扱い

- ・ 軽油
- ・ 廃油 (機械油)
- ・ ガソリン

取扱う危険物は、消防法、市町村が定める火災予防条例に従い、貯蔵取り扱いを行う。

②管理者の選任

危険物の取扱いに関し、選任した管理者は次のとおり。

危険物保安監督者：〇〇 〇〇

③消火器の設置

場所：平面図に記載のとおり

本数： 〇本

イ 高圧ガス保安法への対応

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵・消費を行う。

ウ 労働安全衛生法への対応

選任した作業主任者は、次のとおり。

作業主任者：〇〇 〇〇

(2) 事故等の対応

ア 緊急通報

火災等の事故の発生時には、直ちに、警察 (110)、消防 (119)、労働基準監督署等に連絡する。また、事故等で救急搬送が必要な負傷者が発生したときは、救急 (119) に通報する。

イ 県への連絡等

- ・ 火災等の事故の発生時には、現場責任者から群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課 (027-226-2824) に電話で状況報告をする。また、県から応

急措置等の指示があった場合は、現場責任者を中心に適切な措置を講じる。

(3) 連絡通報表

第一発見者

↓

現場責任者: ○○ ○○

(連絡先 XXX-XXXX-XXXX)

↓

○○市消防本部

(連絡先 XXXX-XX-XXXX)

○○警察署生活安全課

(連絡先 XXXX-XX-XXXX)

○○労働基準監督署

(連絡先 XXXX-XX-XXXX)

○○市役所□□課

(連絡先 XXXX-XX-XXXX)

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

(連絡先 027-226-2824)